

## Q1 全期前納の申込期限はいつまでですか？

A 口座振替・自動払込の開始（廃止）期限は次のとおりです。

税 目	開 廃 等 時 期	申 込 期 限 ※ 2	納 期 限 ( 振 替 ・ 払 込 日 ) ※ 3
市 県 民 税 森 林 環 境 税 ( 普 通 徴 収 分 ) ※ 1	全期前納・1期	5月31日	6月30日
	2期	7月31日	8月31日
	3期	9月30日	10月31日
	4期	12月28日	1月31日
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税	全期前納・1期	4月30日	5月31日
	2期	6月30日	7月31日
	3期	8月31日	9月30日
	4期	11月30日	1月4日
軽自動車税		4月30日	5月31日

※ 1 市県民税・森林環境税の特別徴収分は申込できません。

※ 2 申込期限までにお申込みください。

ただし、申込期限が金融機関の休業日となる場合は、その前日までにお申込みください。

※ 3 納期限（振替・払込日）が金融機関の休業日となる場合は、翌営業日が振替・払込日になります。

## Q2 現在口座振替（期別口座）を登録していますが、全期前納に変更する場合は再度申込が必要ですか？

A 期別口座から全期前納口座に変更するには、同一口座であったとしても再度口座のお申込みが必要になります。

## Q3 全期前納は毎年申込む必要がありますか？

A 必要ございません。一度全期前納のお申込みをいただきますと、振替結果を問わず次年度も自動的に全期前納となります。

## Q4 全期前納で口座不能となった場合は、どのように納付すればよいのですか？

A 全期前納で振替不能となった場合は、第1期分の口座振替は行われず、第2期以降は各納期に振替をします。再振替は行われませんので、第1期分は納付書納付となります。納付書を発行しますので納税課までご連絡ください。

Q5	全期前納により振替された場合に前納報奨金は支給されますか？
A	前納報奨金はありません。
Q6	全期前納により振替された場合に領収証書は発行されますか？
A	口座振替は通帳の記帳をもって領収となります。なお、第4期の納期限終了後に税目ごとに「口座振替済通知書」を送付し口座振替分の収納結果をお知らせします。
Q7	全期前納を年度途中で申し込んだ場合はどうなりますか？
A	今年度は期別として取り扱われ、全期前納は次年度からとなります。
Q8	第1期の納期限以外で全期前納は可能ですか？
A	全期前納は第1期の納期限しか行いません。
Q9	今年度は期別振替・来年度は全期前納を申し込みたい場合どのように記載すればよいですか？
A	(1) 今年度第1期から期別振替、来年度から全期前納の場合 ⇒2回お申し込みが必要となります。 ①開始時期：今年度第1期から 振替方法：期別 ②今年度の1～4期の振替が終了後に再度 開始時期：次年度第1期から 振替方法：一括 にてお申し込みください。 (2) 今年度第2～4期のいずれかから期別、来年度から全期前納の場合 ⇒開始時期：今年度第2～4期のいずれかから 振替方法：一括 にてお申し込みください。
Q10	今年度は全期前納・次年度は期別振替を申し込みたい場合はどのように記載すればよいですか？
A	2回お申し込みが必要となります。 ①開始時期：今年度第1期から 振替方法：一括 ②今年度の全期前納終了時に 開始時期：次年度第1期から 振替方法：期別 にてお申し込みください。